

## 市長等の措置に係る通知書

（市民自治部）

2015年12月25日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（防犯交通安全課） 補助金の執行は適正か</p> <p>補助金について、過大に交付されているものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>①過大に交付された補助金の戻入につきましては、2015年12月21日に納付されました。</p> <p>②今後の再発防止策については、2重チェックを行う等、体制を整備し、対応してまいります。</p>	2016年 3月31日

## 市長等の措置に係る通知書

（市民自治部）

2015年12月25日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（六会市民センター）</p> <p>施設の管理は適切か</p> <p>本来は公園の占用とすべきものを公園内行為として取り扱い、使用料の徴収が過少となっているものがあったので、今後の事務を執行するに当たり必要な措置を講じられたい。</p>	<p>本来は公園の占用とすべき申請を公園内行為として取り扱った申請については、今後対象となる仮設工作物設置を伴う行為は公園占用として処理をし、申請内容の審査の徹底、適正な処理について十分注意を払ってまいります。</p> <p>また、本来占用で扱うべきだった事案については、申請者に占用許可申請書を提出していただき、以前の許可書と差し替えて、新たに許可書を発行いたしました。</p> <p>なお、公園使用料の過少分については、申請者からすでに納入していただきました。</p> <p>上記事案以降最初に提出された、仮設工作物設置を伴う申請において、占用・行為の両区分で処理し、使用許可を出しました。</p>	<p>2015年 12月25日</p> <p>2016年 2月22日</p> <p>2016年 3月22日</p>